

令和7年鎌ケ谷市農業委員会第5回定例総会会議録

鎌ケ谷市農業委員会会長時田將は、令和7年鎌ケ谷市農業委員会第5回定例総会を鎌ケ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和7年5月9日（金） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

1. 古川 和昭 委員	2. 高橋 雅浩 委員	3. 川村 誠司 委員
4. 石井 晃 委員	5. 板橋 睦男 委員	6. 熊谷 弘和 委員
7. 石井 正美 委員	8. 奥山 喜和子委員	9. 時田 將 委員
10. 山田 芳裕委員	11. 皆川 利一委員	

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

大野 辰夫 委員	尾形 真宏 委員	飯田 展久 委員
鈴木 久夫 委員	渋谷 庄司 委員	

3 事務局出席者

出席職員 3名

事務局長	市村 昌子
主 査	浅海 一洋
主任主事	鈴木 庸平

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農用地利用集積等促進計画について	2件
議案第3号	令和6年度最適化活動の点検・評価（案）について	1件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について	4件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について	6件
報告第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について	1件
報告第5号	農地法第5条の規定による転用届出の取消願について	1件

5 開 会 午後4時00分

時田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和7年鎌ケ谷市農業委員会第5回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長 議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、
5 番、板橋睦男委員、
6 番、熊谷弘和委員を指名いたします。

時田 議長 お諮りいたします。
議案第 1 号より逐次審議することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 ご異議なしと認め、議案第 1 号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は 3 班です。
古川和昭班長より総括報告をお願いいたします。

古川 班長 議長
時田 議長 古川和昭班長
古川 班長 3 班の現地調査の報告をいたします。
5 月 2 日午後 1 時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、
班員 3 名、時田会長、山田会長職務代理者、事務局職員 3 名と共に現地調査を実施しました。
提出された案件は、農地法第 5 条に規定による許可申請について 3 件、
農用地利用集積等促進計画について 2 件の合計 5 件です。
3 班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご
審議のほど、よろしくをお願いいたします。
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。
以上で 3 班の総括報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

時田 議長 それでは、議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、審
議番号 1 を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 主査 議長
時田 議長 浅海主査
浅海 主査 議案書の 3 ページをご覧ください。
議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、審議番号 1 を
ご説明いたします。
申請地は、畑 1 筆、面積 1, 0 4 4 平方メートルの内 3 2 1. 9 1 平方
メートルの車両置場及び道路拡幅の賃借権による一時転用です。
申請理由は、譲受人は、隣接農地の転用事業の関係企業で、その転用事
業用の関係車両置場及び前面道路の幅員が狭いために工事車両をすれ違い
させるための幅員確保用地であり、転用計画は適当であるものと思われま
す。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内を鉄板敷きにて自然浸透させ、農地との境界に畔波板を設置し、土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、半径５００メートル以内に鉄道の駅があり、当該区域内の宅地割合が４０パーセント以上あることから、第２種農地に該当します。代替性につきましては、当該関係工事の隣接地であることから、他の土地では代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

なお、信用につきましては、特に違反等がないことから、問題はないものと思われます。

以上です。

時田 議長

現地調査の報告を求めます。

大野 委員

議長

時田 議長

大野辰夫推進委員

大野 委員

議案第１号農地法第５条の規定による許可申請について、審議番号１を報告いたします。

５月２日午後１時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑１筆、面積１，０４４平方メートルの内３２１．９１平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、道路拡幅用のバリケードの移動について確認したところ、本体工事の作業員が朝晩に行うとのことでした。次に、前面道路は抜け道として使われ、スピードを出している車両も多いことから、工事期間中は基より、利用に関しても十分気を付けること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出すること、使用終了後には農地復元報告書を提出すること、事業計画等に変更が生じた場合は必ず事前に農業委員会事務局に相談することを指導しました。最後に、関係各課より、本計画に関する意見書等の提出があり、受領及び署名をお願いしました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

（「なし」との声多数あり）

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

 審議番号１について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

 （全員挙手）

時田 議長 全員賛成により、審議番号１は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第１号農地法第５条の規定による許可申請について、審議番号２を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主任主事 議長

時田 議長 鈴木主任主事

鈴木主任主事 同じく、議案書の３ページをご覧ください。

 議案第１号農地法第５条の規定による許可申請について、審議番号２をご説明いたします。

 申請地は、畑２筆、合計面積３，２８０平方メートルの賃借権による車両置場用地です。

 申請理由は、譲受人は自動車整備業を営んでおり、自動車整備工場付近に車両置場を３か所使用していますが、うち２か所が土地所有者の都合により使用できなくなること、また、事業拡張により車両台数が増加することから、新たに車両置場を設置するもので、転用計画は妥当なものであると思われます。

 周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内を砂利敷きにすることにより自然浸透とし、周囲を安全鋼板で囲うことにより土砂等の流出抑制を図ります。

 農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから、第２種農地に該当します。代替性につきましては、自動車整備工場からの距離及び面積的にも適当であることから、他の土地では代替えがきかないものと思われます。

 資金につきましては、金融機関の残高証明書により確認しています。

 関係法令につきましては、ございません。

 なお、信用につきましては、特に違反等がないことから、問題はないものと思われます。

 以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

尾形 委員 議長

時田 議長 尾形真宏推進委員

尾形 委員 議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、審議番号 2 を報告いたします。

5 月 2 日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑 2 筆、合計面積 3, 2 8 0 平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、事業拡大の内容について確認したところ、運送業者と契約し、トラック等の入庫増加が見込まれるとのことでした。次に、現地を確認したところ出入口付近に段差が見当たらないことから、出入口のスロープは必要がないこと、また、防犯対策について確認したところ、周囲を安全鋼板で囲うことを確認し、本日、内容等の修正された事業計画書及び土地利用計画図を確認しました。また、申請地と前面道路を共有する農家等とトラブルにならないよう気を付けること、前面道路は交通量が多いことから工事中は基より、施工後においても十分気を付けること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出すること、使用後 6 か月後には転用事実確認証明願を提出し地目変更すること、事業計画等に変更が生じた場合は必ず事前に農業委員会事務局に相談することを指導しました。最後に、関係各課より、本計画に関する意見書等の提出があり、受領及び署名をお願いしました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号 2 について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号 2 は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、審議番号 3 を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 主査 議長

時田 議長 浅海主査

浅海 主査 同じく、議案書の 3 ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号3をご説明いたします。

申請地は、畑2筆、合計面積669平方メートルの所有権移転による車両置場用地です。

申請理由は、譲受人は自動車教習所を営んでおりますが、道路交通法の改正により、教習車両の車種の拡大が必要となり、現状では購入車両の置場がないことから、新たに車両置場を増設するもので、転用計画は適当であるものと思われます。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内を砂利敷きとし自然浸透とするとともに土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当します。代替性につきましては、教習所に隣接している土地であることから、他の土地では代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

なお、信用につきましては、特に違反等がないことから、問題はないものと思われます。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

板橋 委員 議長

時田 議長 5番、板橋睦男委員

板橋 委員 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号3を報告いたします。

5月2日午後1時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑2筆、合計面積669平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、申請地内の法面の事故防止対策及び盗難等の防犯対策について確認したところ、問題はないとのことでした。次に、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出すること、使用後6か月後には転用事実確認証明願を提出し地目変更すること、事業計画等に変更が生じた場合は必ず事前に農業委員会事務局に相談することを指導しました。最後に、関係各課より、本計画に関する意見書等の提出があり、受領及び署名をお願いしました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号3について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長

全員賛成により、審議番号3は可決されました。

時田 議長

続きまして、議案第2号農用地利用集積等促進計画について、審議番号1を議題といたします。

時田 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主任主事

議長

時田 議長

鈴木主任主事

鈴木主任主事

続きまして、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積等促進計画について、審議番号1をご説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積等促進計画案の意見を求められたものです。

計画は、畑2筆、実測で合計面積4,523.92平方メートルの内4,028.46平方メートルの農地で、新規の賃借権であり、新たに10年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

時田 議長

現地調査の報告を求めます。

板橋 委員

議長

時田 議長

5番、板橋睦男委員

板橋 委員

議案第2号農用地利用集積等促進計画について、審議番号1を報告いたします。

現地は、畑2筆、実測で合計面積4,523.92平方メートルの内4,028.46平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積等促進計画で、新

たに賃借権の設定を10年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほど
よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご
異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積等促進計画について、審議番号
2を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主任主事 議長

時田 議長 鈴木主任主事

鈴木主任主事 同じく、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積等促進計画について、審議番号2をご説明い
たします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に
基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積等促進計画案の意見を求められ
たものです。

計画は、畑2筆、合計面積2,002平方メートルの新規の賃借権で、
新たに5年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件
を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

大野 委員 議長

時田 議長 大野辰夫推進委員

大野 委員 議案第2号農用地利用集積等促進計画について、審議番号2を報告いた
します。

現地は、畑2筆、合計面積2,002平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積等促進計画で、新
たに5年間の賃借権の設定を行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほど
よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定と
することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長

全員賛成により、審議番号2は可決されました。

時田 議長

続きまして、議案第3号令和6年度最適化活動の点検・評価(案)につ
いて、を議題といたします。

時田 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 主査

議長

時田 議長

浅海主査

浅海 主査

議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号令和6年度最適化活動の点検・評価(案)について、をご説
明いたします。

本件は、農林水産省経営局長通知に基づき設定した農業委員会、及び推
進委員の活動について点検・評価を行うものです。

6ページの1、最適化活動の成果目標につきましては、(1)農地の集積
目標10パーセントに対して、実績は4.7パーセントと目標を達成でき
ませんでした。

次に(2)遊休農地の発生防止・解消につきましては、緑区分の解消目
標面積0.6ヘクタールに対し、実績は0パーセントでした。

また、黄区分の解消のための工程表の策定につきましては、市、JA及
び農業事務所と解消に向けた意見交換を行いました。が、工程表は策定して
おりません。

次に8ページ(3)新規参入の促進につきましては、農地所有者の同意
を得る農地面積の目標0.4ヘクタールに対して、実績は0ヘクタールで
した。

続きまして、9ページの最適化活動の活動目標につきましては、9月、
10月及び11月と3か月の強化月間を実施いたしました。

次に、10ページ新規参入相談会への参加につきましては、10月に新
規就農相談会を実施いたしました。

以上を踏まえ、農業委員会の目標の達成状況、及び推進委員の目標の達成状況は、農林水産省経営局農地政策課長通知の目標の達成状況の評語の適用方法により集計した結果、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

以上です。

時田 議長 それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第3号について、事務局の説明のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第3号は可決されました。

時田 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から報告第5号までを事務局から報告願います。

鈴木主任主事 議長

時田 議長 鈴木主任主事

鈴木主任主事 議案書の12ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたしました。

議案書の13ページから14ページをご覧ください。

報告第2号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について4件、報告第3号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について6件の合計10件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書15ページをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていたので、事務局長専決により、証明書を発行いたしました。

続きまして、議案書の16ページをご覧ください。

報告第5号農地法第5条の規定による届出の取消願について1件につきましては、内容に誤りがあったとの理由から届出があったもので、事務局長専決により、受理いたしました。

以上です。

時田 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

時田 議長

以上で、令和7年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会を閉会いたします。
皆様ご苦勞様でした。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 7 年 6 月 1 2 日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 将

鎌ヶ谷市農業委員会委員 板橋 睦男

鎌ヶ谷市農業委員会委員 熊谷 弘和